

※対象世帯へ申請書類を郵送しておりますので、お手元の資料をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会が実施する総合支援資金再貸付が終了するなどにより、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対し、就労等による自立を図るため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。申請を行う場合は、必要書類を揃えて、宮古島市役所福祉政策課へ郵送又は持参による提出をお願いします。（申請期限：令和4年12月31日 ※郵送の場合、消印有効）

1 支給対象世帯

- 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯
 - ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯
 - ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
 - ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
 - ・令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する世帯で、緊急小口資金及び総合支援資金(初回)を借り終わった世帯又は12月までに借り終わる世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

- 申請日の属する月において、申請者が世帯の主たる生計維持者であること
- 申請月において、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が職業訓練受講給付金及び生活保護を現に受給していないこと
- 世帯の収入と資産が以下の表の金額以下であること

世帯	収入 (月額)	資産 (現金、預貯金)
単身	110,000円	468,000円
2人	153,000円	690,000円
3人	181,000円	840,000円

世帯	収入 (月額)	資産 (現金、預貯金)
4人	216,000円	1,000,000円
5人	250,000円	
6人	287,000円	

- 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のいずれも暴力団員でないこと
 - 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと
 - 今後の生活の自立に向けて、申請者が以下のA、Bいずれかの活動を行うこと
 - A ハローワークに求職の申込みをし、常用就職を目指して以下の①～③をすべて満たす求職活動を誠実かつ熱心に行うこと
 - ① 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 月2回以上、ハローワークで職業相談等を行う
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
 - B 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること
- ※生活保護の申請が却下となった場合、その翌月から上記Aの活動を行うことが要件となります。

2 支給額・支給期間

- 月額の支給額 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円
 - ・住居確保給付金との併給が可能です
- 支給期間：3か月間

【お問い合わせ先】

宮古島市役所 福祉政策課 (TEL) 0980-73-1981
※窓口での相談は、事前に予約をお願いします。